

第47号議案

春日市議会議員及び春日市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の一部改正に伴い、これに準じて、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額を改定したい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市議会議員及び春日市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

春日市議会議員及び春日市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市議会議員及び春日市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。